(4) 2020年4月20日

ました。団体交渉の中で、制度改革と業務改

は両輪であり、働きがい向上と働き方改革

を高めていく目的が提案時にも述べられてい

ために働き方改革を力強く推進し、

働きがい

会社から「変革2027」を実現していく

2020年度賃金引き上 げ等に関する申し入れ

ステーションサービス協議会【申3号】3月26日妥結!

基本給一律1,000円引き上げ 定期昇給係数「4」を実施

精算日:2020年6月23日以降準備でき次第 2021年度初任給改定 5,000円加算

2021年3月31日までに採用された社員は基本給について必要な移行措 置を実施する。

バス東北本部 【申6号】3月30日妥結!

定期昇給の実施

精算日:2020年5月25日以降 準備でき次第

バス関東本部 【申8号】3月31日妥結

定期昇給を実施(2020年4月 1日現在、満55歳未満の社員) 2020年度中に満55歳に達する 基本給額に6,000円加算 2020年4月1日現在満55歳以 上の社員 基本給額に1,000円 加算

精算日:2020年6月25日以降 準備でき次第

109を参照してください)

資するものになっているか、各種制度の改正 のサイクルが重要であると示されました。 スタイム制度について交渉経過を踏まえて、 今後は、私たちにとって働きがいの向上に 高度プロフェッショナル制度、フレック

使委員会を設置しなければならないが、過半数代表者の役割の一つとし 高度プロフェッショナル制度を適用する事業場が選定された場合、労 が、現段階で対象となる職場などは決まってないことから、示せるもの

導入された場合の労働時間管理や健康管理などに対する問題提起は、

を社員に浸透させていく。 リーフレットも充実させ、未然防止の意識

【主な議論内容】

申 18

号

面の激変を休暇の拡大によって緩やかにした。

までも多くの声があります。これからも継続

て会社と認識の一致を図り、実現に向けて

した。休暇の取得要件拡大については、これ

論を行い、3月24日全項目の議論を終了しま

3月17日の第1回団体交渉で第4項まで議

止で養育のための保存休暇の取得要件を対象としなかった。各休暇が連 しているものではない。

ついてだけではなく、環境改善等をしていくものである。 改正したことについてはグループ会社に伝えている。保存休暇の使用に 出向先で保存休暇の取得は、出向会社の定めによるものである。制度

て、手順、手続きを踏んでいく。具体的な対象業務が5つ示されている 高度プロフェッショナル制度を導入する場合には、法の趣旨に則っ

〈テンポラリースタッフについて〉

の見直しである。

(現業機関へのフレックスタイム制の拡大について)

・夜間作業については、従事する必要のある時間をコアタイムに指定す

ランスの改善や労働時間など、現場の実情を見てフレックスタイム制を る。コアタイムは拘束される時間となるので深夜早朝勤務手当は支給す ・管理者を対象にした学習会を開催後、 今回の導入後、フレックスタイム制の趣旨である労働時間と生活のバ 各工事区で導入前に全社員教育

「働き方改革による働きがいの向上のための制度の見直し」に関する申し入れ第2回団体交渉を行う!

育児・介護勤務A・Bの適用範囲の拡大の要望は承知している。今回

養育の必要性に対しての認識は労使で一致しているが、今回の制度改 高学年になった時の制度

ところではある。

・処遇を厳しくするために改正するわけではない。社会情勢を踏まえて 見直すこととした。禁固刑になったということよりも、

思影響を与えたかを見ていく。 会社にどれだけ

・採用市場が厳しい中、テンポラリースタッフを確保するための観点容

拡大していくことを認識

央委員会で「新生JR東労組運動宣言」を確認

新たなスタートを切りました。水戸・東京・

JR東労組は2月10日に開催した第46回定期中

象になる。管理者は職制において優越的な立場であり、 ・パワーハラスメントについては管理者のみならず、一般の労働者も対 職場内で自由闊達な議論ができる風通しの良い職場づくりが必要とい

3 月 24

う目指す方向性は

・安全衛生委員会での議題になるかは、必要を考慮して委員長の決める りも重いことも踏まえて、教育をしっかり行っていく。 ケーススタディを用いた議論を行うことはあり得ると考える。 般的なパワハラの防止を図るための方向性の議論

新幹線協議会

8項目申して 36協定につい

れをし、4月15日

4月末まで

の締結期間である

団体交渉を

行いました。新幹

線統括本部の管轄内で、今回の 議論において締結した職場は、 **協岡新幹線運輸区です。**

関する資料が多く発見される一方、これまでの大 会や執行委員会の資料、団体交渉の記録、 に向けて仲間と共に取り組みを進めています。 ハ王子地本へ本部派遣を行い、現在も組織の再生 各地本事務所の整理をすると、新労組の結成に

再建に向けて奮闘中!

水戸・東京・八王子地本の

3月23日に下記の3件を提訴しました。 係した水戸・東京・八王子地本元役員らに対して 営を取り戻すために、 ていることから、 たかい抜いていきます。 他にも多額の使途不明金、多くの備品が紛失し 組合費の不正使用は許しません!正常な組織運

ど多くのものがなくなっていました。さらに、会 労組公認会計士、JR東労組弁護団と相談し、 計監査を行ったところ、多くの不正行為が発覚し ました。あまりにも多額であることから、 今後も解明を行い、別訴を検討 J R 東 関

1. J R 東労組八王子地本元役員に対する組合費不正利得返還請求

①請求額 3000万円

JR東労組八王子地本元役員が2019年11月に、銀行から6000万円の支払 いを受けたうち、3000万円を不正に利得しているので返還を求める。

2. JR東穷組水尸地本元役員に対する組合質个止札得返遠請水

①請求額 970万円

②提訴内容 JR東労組水戸地本元役員が指示し、水戸地本は金融機関から2019年5 月に670万円、同年11月に900万円の支払いを受けた。JR東労組水戸地 本元役員は同年12月に600万円を戻したが、残りの970万円を不正に利得 しているので返還を求める。

3. J R東労組東京地本元役員ら10名に対する損害賠償請求

①請求額 約4295万円

②提訴内容 JR東労組東京地本元役員ら10名は2019年10月以降、同地本の連帯活動 基金の運用手続きをとることなく、共同して金銭を支出した。また、連 帯活動基金の定められた使途から逸脱し、勤務期間2~3年のシニア雇 用者3名に対し、雇用契約に定められた金額の数倍の退職手当(計約 2728万円)を支払った。また、連帯活動基金で購入した物品(約831万 円分) が組合に存在していない。JR東労組東京地本元役員ら10名は本 件支出に同意し、組合に損害を被らせたので損害賠償を求める。

幹本申5号

労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間及 び公休日の労働に関する協定」等に関する申し入 れ団体交渉を行い、36協定を1年間で締結

現在、

めにも、

反する事象は 対象職場に 休日労働 増加に対する対策 発生していません

築を目指していかなければなり り・働きがい 今こそ「安全・健康・ゆと

正な労働時間管理の徹底によ す。より安心して安全に働くた 心が様々検討 時間外労働の削減と適 新型コロナウイルス対 おいて36協定に違 」のある職場の構 実施されていま 働時間削減を目指し、職場実態 に基づく検証運動を職場からつ 締結し、36協定を5月1日から 1年間で調印しました。 総労

126を参照してください)

渉経過に基づいて議事録確認を ることを確認し、4月17日に交 増加していることから、総労働 目指すことの認識は一致してい 訴えました。また、異常時対応 常態化しないようにすることを を目指すべきと議論しました。 時間削減の視点からも負担軽減 等に伴う管理者の時間外労働が そして、総労働時間の削減を 在宅休養時間の確保不足が

(詳細は業務部速報№125)